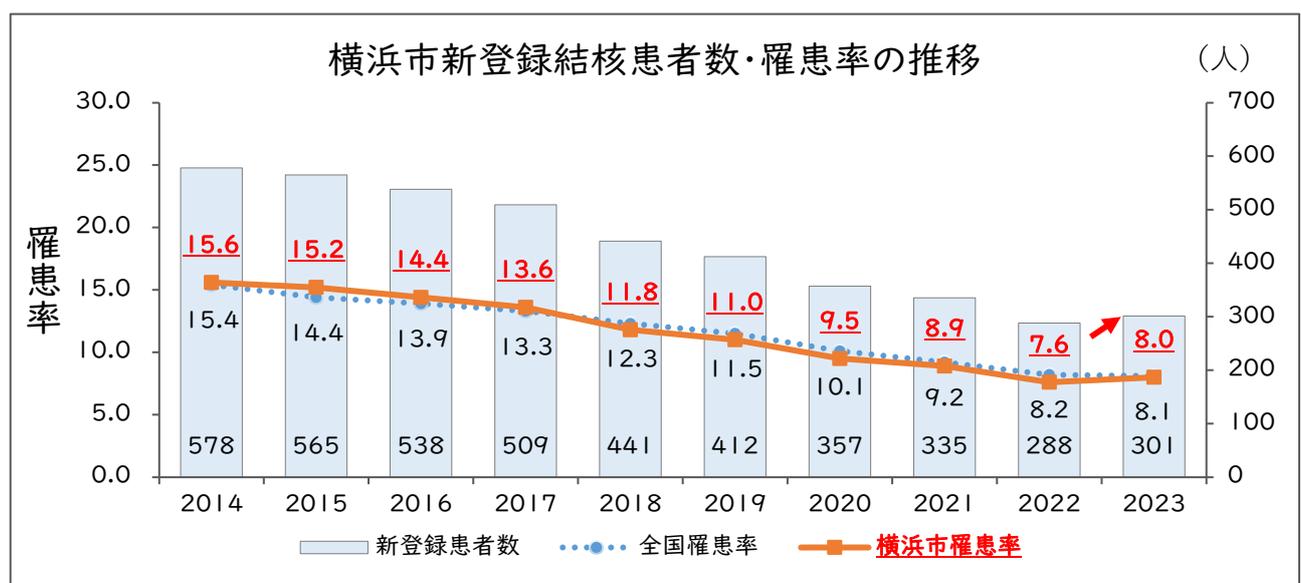


# 横浜市結核通信

発行 2024年11月  
担当 横浜市医療局健康安全課  
健康危機管理係(結核担当)  
電話 045(671)2729

## 新登録結核患者数と罹患率の推移

横浜市の2023年1月1日～12月31日に新たに登録された結核患者数は301人、結核罹患率※1は、8.0でした。結核低まん延水準である10.0を下回っていますが、2022年と比較し0.4ポイント増加という結果でした。更なる早期発見・早期治療、治療完遂への支援等が求められています。



※1 罹患率：1年間の新登録結核患者数を人口10万対で表したもの

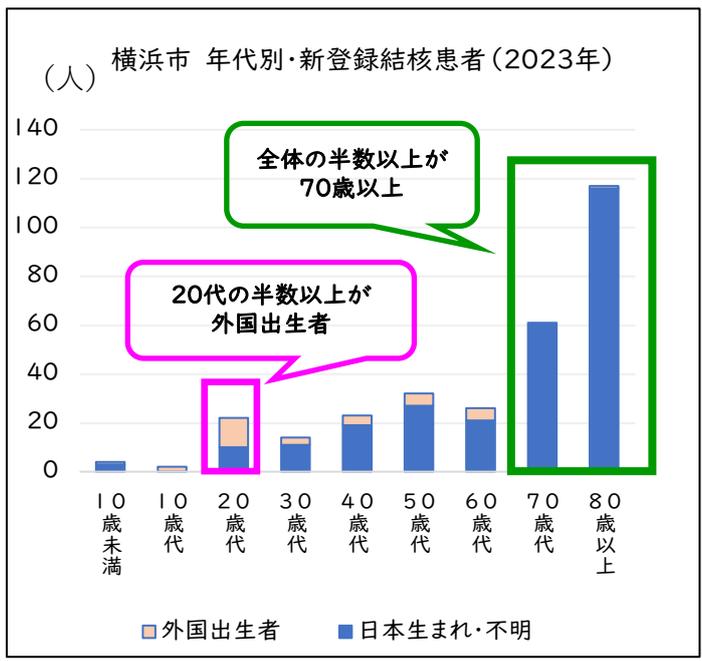
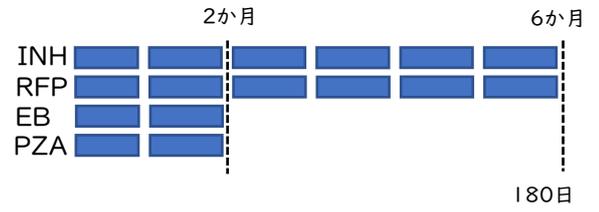
## 結核の治療について

新登録結核患者のうち70歳以上の高齢者は178人であり、全体の半数以上を占めています。また、20代の新登録結核患者は、54.5%が外国出生者です。

特に高齢者は呼吸器症状に乏しい場合が多く、画像所見で結核を疑う特徴的な所見がみられないこともあり、受診や診断の遅れにつながるリスクがあります。

### 結核の標準治療

結核の標準治療は、最短で6か月(180日)と長期の治療となります。1か月は30日換算で不足がないように処方する必要があります。(糖尿病やステロイド使用患者の場合は9か月に延長)



## 結核の菌検査について

### 結核が疑われる場合の検査について

胸部X線検査と喀痰検査の実施をお願いします。

喀痰検査は、1日1回、連続して3日間の「塗抹検査」及び「培養検査」の実施をお願いします。

結核の疑いが濃厚な場合には、「核酸増幅法検査」を追加してください。

### 治療中の菌検査について

結核治療中は、定期的な菌検査の実施をお願いします。特に、内服治療最終月に「培養検査の陰性化」を確認することは、治療効果の確認とともに治療成績の評価となります。治療最終月に菌検査の実施をお願いします。

## 各種届出等について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）等の法令により、次の表のとおり各種届出等について規定されています。

届出等の種類	届け出・提出時期	届け出・提出先等
結核発生届	結核患者（無症状病原体保有者をむ）を診断した場合、 <u>直ちに</u> （診断当日）	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係 *届出を行う場合、感染症サーベイランスシステム <sup>※2</sup> での報告をお願いします。
結核患者入退院届	結核患者が入院／退院した場合、 <u>7日以内</u>	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係
結核指定医療機関に係る書類	・新たに指定申請をする場合 ・辞退をする場合 ・指定内容に変更が生じた場合	医療局健康安全課健康危機管理係（結核担当） または 最寄りの区福祉保健センター健康づくり係
結核定期健康診断実施報告	毎年	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係 *事業者は、従業員に対して年に1回結核に係る健康診断（胸部X線検査等）を実施し、その結果を報告する義務があります。

※2 感染症サーベイランスシステム：発生届等の情報を医療機関・保健所・都道府県等の関係者間においてオンラインで共有するシステム。横浜市サーベイランスシステムの利用にはアカウントの作成が必要となります。

詳しくは  で検索。

## 結核医療費公費負担申請について

結核医療費公費負担制度の利用には、結核患者による申請が必要です。その際、医療機関作成の書類等が必要となりますので、ご協力をお願いします。

公費負担の種類	勧告による入院治療の場合（感染症法第37条） ※結核をまん延させる恐れがあるため、保健所が勧告する入院	通院治療の場合（感染症法第37条の2） *左記の勧告以外の入院治療を含む
期間	入院勧告による入院をした日から 入院勧告による入院の終了日	区福祉保健センターが患者等から申請を受理した日から最大6か月に達する前の月の月末
必要書類	①感染症指定医療機関医療担当規程第7条に基づく意見書（診断書） ②胸部X線画像など（申請前3か月以内） <b>患者様本人にご用意いただくもの</b> ・公費負担申請書 ・勧告による入院の場合のみ、健康保険証の写しと自己負担確認書類勧告	
提出先等	患者担当の区福祉保健センター健康づくり係 ※公費負担の承認期間の延長が必要な場合、改めて必要書類の提出が必要となります。 ※通院治療の場合で治療内容を変更するときは、事前申請が必要となりますので区福祉保健センターへご連絡ください。	

\*各種届出や結核医療費公費負担制度等の詳細、各種様式のダウンロードは、横浜市ホームページをご確認ください。

で検索。